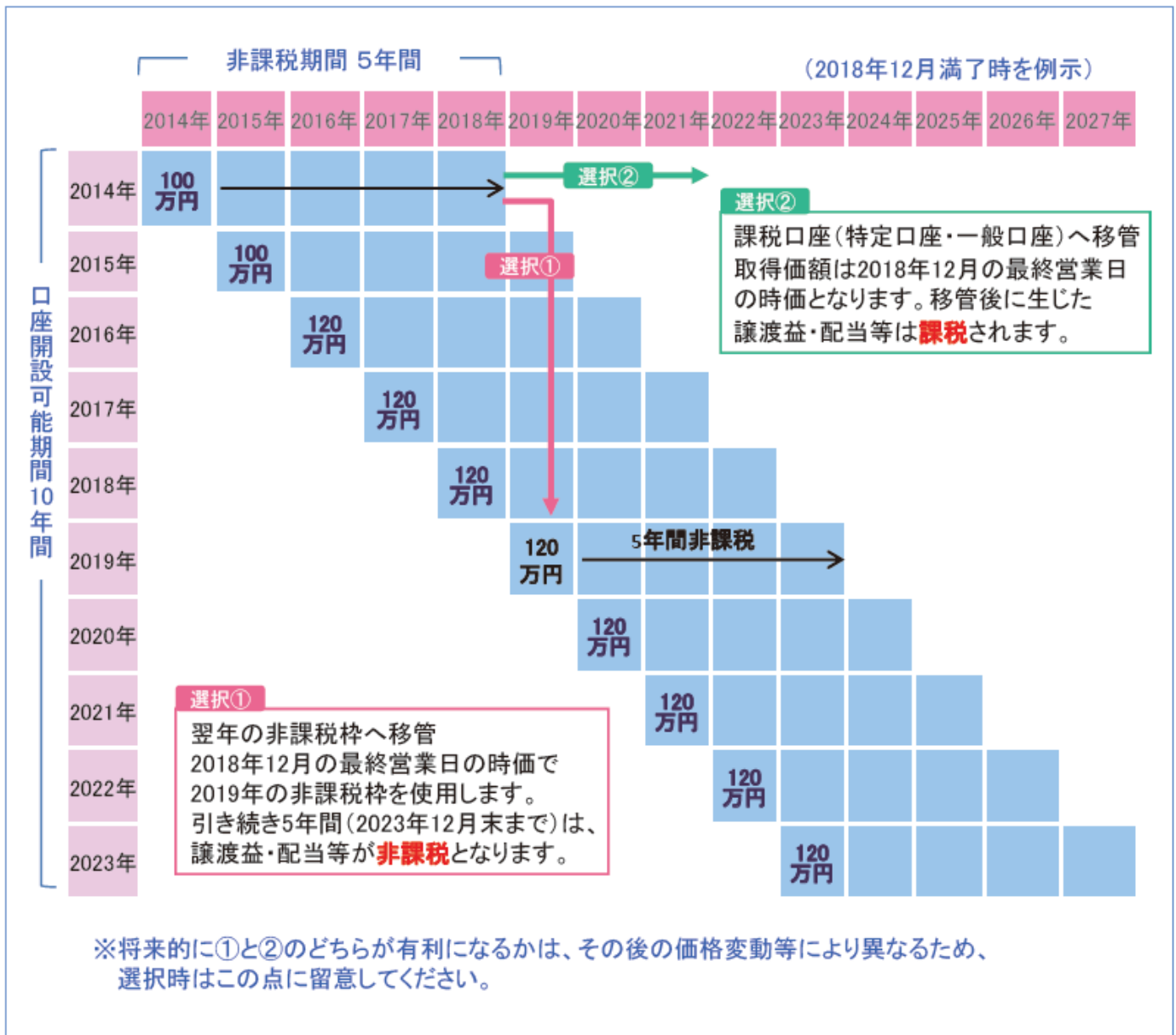


NISA口座非課税期間満了に伴うロールオーバー等の取扱いについて

NISA（一般NISA）の非課税期間は最長5年とされており、2014年にNISA口座で購入した上場株式等の非課税期間は、2018年12月末をもって満了となり、今後順次満了を迎えます。非課税期間満了時の取扱いについて、概要をご案内いたします。

非課税期間満了をむかえた上場株式等の取扱いは以下の2通りです。

- ①翌年の非課税枠へ移管する（ロールオーバー）
- ②課税口座（特定口座・一般口座）へ移管する

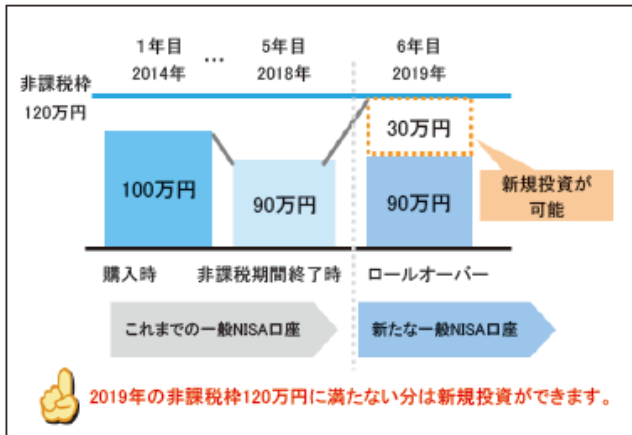


NISA口座非課税期間満了に伴うロールオーバー等の取扱いについて

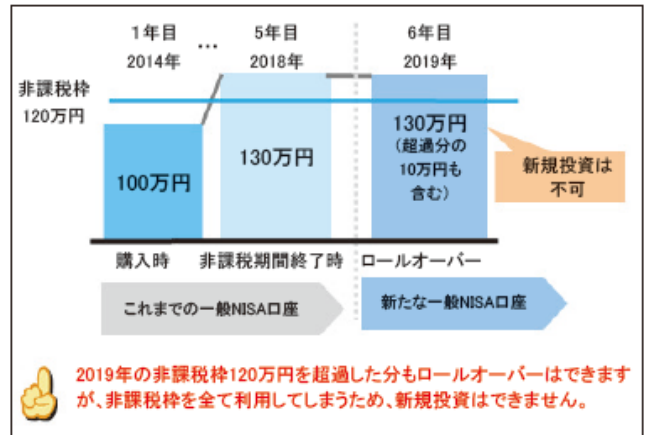
①翌年の非課税枠へ移管する(ロールオーバー)

非課税期間満了後も、引続きNISA口座で非課税扱いのまま保有したい場合は、翌年の非課税枠に移管することが可能です。上場株式等の時価が翌年の非課税枠の上限(120万円)を超える場合でも、ロールオーバー可能です。

例1 2018年12月末の時価が2019年の非課税枠(120万円)未満の場合



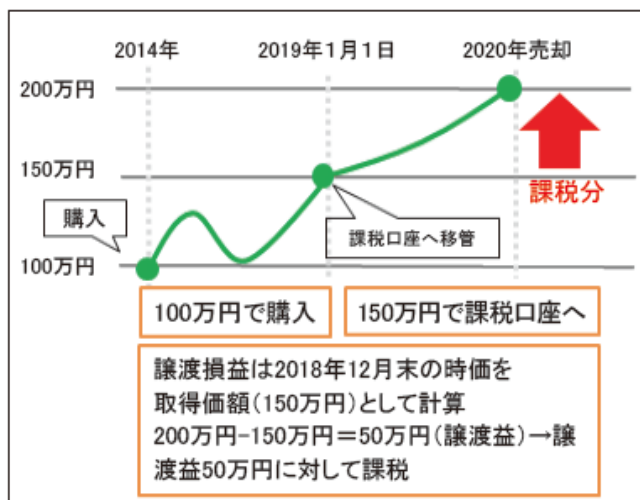
例2 2018年12月末の時価が2019年の非課税枠(120万円)以上の場合



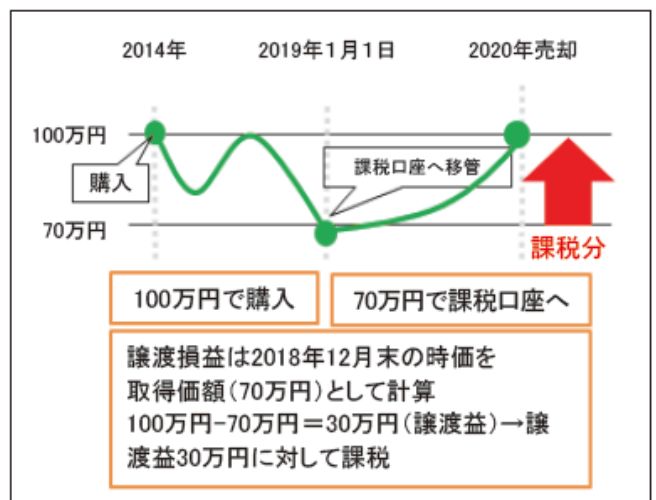
②課税口座(特定口座・一般口座)へ移管する

非課税期間満了時に、課税口座(特定口座・一般口座)へ移管することも可能で、翌年以降、課税の取扱いとなります(非課税の取扱いは継続しません)。課税口座へ移管する場合は、移管時の時価(非課税期間満了時の時価)が課税口座における取得価額となり、払出し後に譲渡した際には、その取得価額を基に課税されることになります。NISA口座で買付けした際の取得価額が引き継がれないことに注意が必要です。

例1 100万円で購入した投資信託を、課税口座へ150万円で移管後、200万円で売却

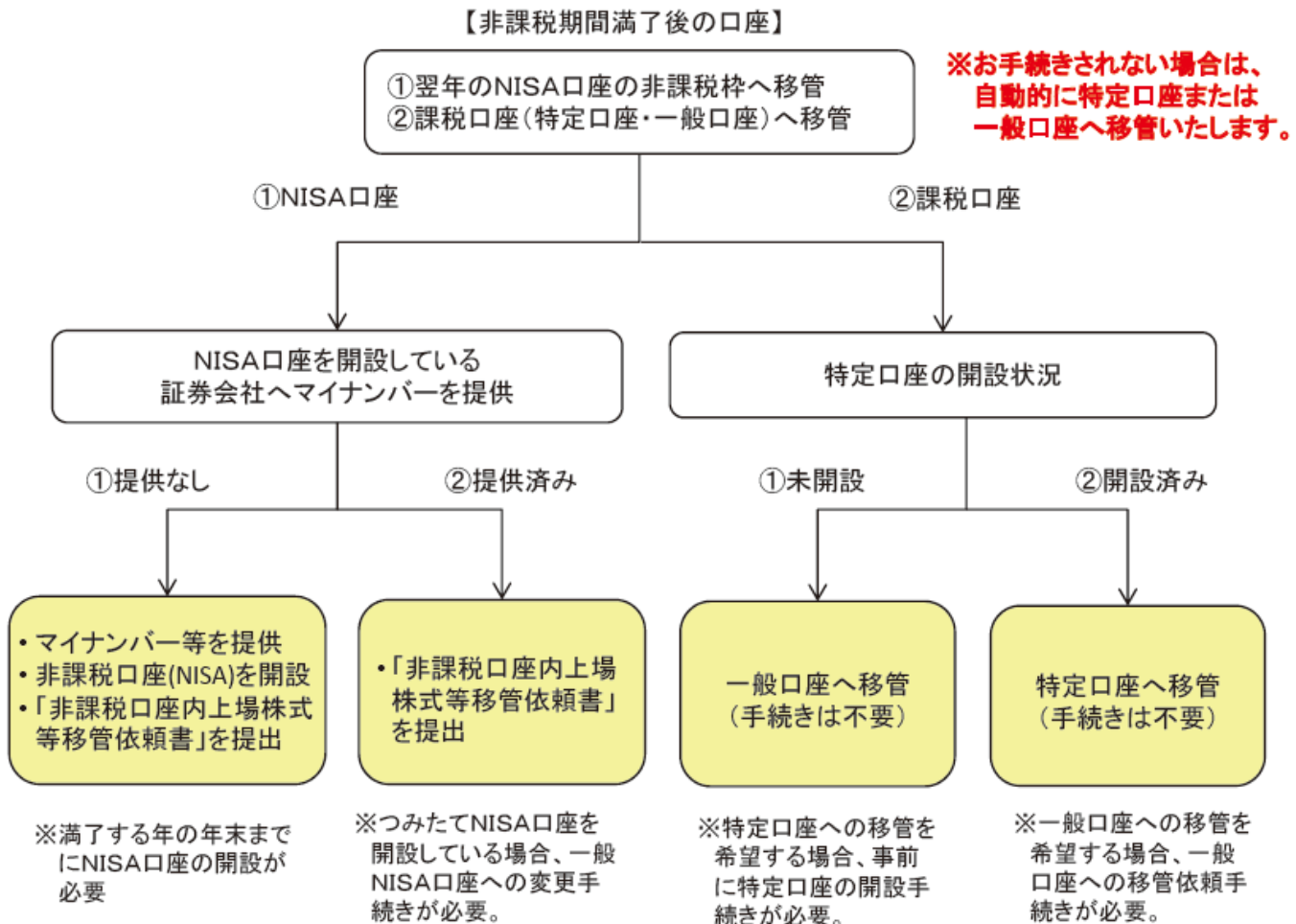


例2 100万円で購入した投資信託を、課税口座へ70万円で移管後、100万円で売却



NISA口座非課税期間満了に伴うロールオーバー等の取扱いについて

【非課税期間満了に伴う手続き】



- ◆「非課税口座内上場株式等移管依頼書」は、満了年の11月末を目処に早めにご提出くださいますようお願いいたします。
- ◆非課税期間満了に伴う手続きの詳細は、NISA口座を開設しているお取引店へお問い合わせください。

<NISA口座をご利用いただく上でのご留意事項>

- ・NISA口座は、お1人様1口座のみ開設できます(金融機関を変更した場合は除きます)。
- ・1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更およびNISA口座廃止後の再開設が可能です。但し、既にNISA口座で上場株式等を取得している年分については、同年中の金融機関の変更および廃止後の再開設はできません。
- ・NISA口座を開設する金融機関の変更手続きを行った場合には、複数の金融機関にNISA口座が存在することとなりますが、その場合であっても各年においてNISA口座での買付けは1つのNISA口座でしか行うことができません。
- ・NISA口座で保有している上場株式等を他の金融機関のNISA口座へ移管することはできません。
- ・NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、NISA口座で生じた損失の繰越控除はできません。
- ・投資信託の分配金の再投資は、課税の買付となります。
- ・公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため、NISA制度上のメリットを享受できません。
- ・NISA口座で保有する上場株式等(ETF、REIT、ETNを含む)の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。

【高木証券の概要】

商号等 高木証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号
加入協会 日本証券業協会

《ご参考》「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の記入について

■「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の記入例

【ご希望の移管内容】の記載について、ご希望に応じて以下のとおりご選択ください。

なお、NISA口座への移管をご希望のお客様は、

本年11月末日 までにご返送ください。

【A】特定口座(未開設の場合は一般口座)への移管を希望される場合
(NISA口座への移管を希望されない場合)

ご返送は不要です。

特定口座未開設の場合で、特定口座を希望される場合は、お取引店へお問い合わせください。

【B】すべてNISA口座へ移管を希望される場合

① B すべてNISA口座
(2019年勘定)に移管
するにチェックします。

② ご記入日(西暦)、お名前
をご記入いただき、本年11
月末迄にご返送ください。

【表面】

NISA預り (2019年勘定分) の取扱い方法	送還不要	<input type="checkbox"/> A すべて特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する → 特定口座へ移管されたい場合、特定口座開設に係る届出をご提出いただき、年内に特定口座を開設してください。
	送還要	<input checked="" type="checkbox"/> B すべてNISA口座(2019年勘定)に移管する
		<input checked="" type="checkbox"/> C NISA口座への移管を「銘柄毎」に指定する → 指定しない銘柄を特定口座へ移管されたい場合、年内に特定口座を開設してください。
ご記入日(西暦)	2018年XX月XX日	お名前 ロール 一郎

⇒ 以上でお手続き完了です。裏面以降の銘柄へのチェックは不要です。

【C】銘柄を指定してNISA口座への移管を希望される場合

① C NISA口座への移管
を「銘柄毎」に指定する
にチェックします。

② ご記入日(西暦)、お名前
をご記入ください。

【表面】

NISA預り (2019年勘定分) の取扱い方法	送還不要	<input type="checkbox"/> A すべて特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する → 特定口座へ移管されたい場合、特定口座開設に係る届出をご提出いただき、年内に特定口座を開設してください。
	送還要	<input checked="" type="checkbox"/> C NISA口座への移管を「銘柄毎」に指定する → 指定しない銘柄を特定口座へ移管されたい場合、年内に特定口座を開設してください。
ご記入日(西暦)	2018年XX月XX日	お名前 ロール 一郎

③ 裏面以降に記載のご指定
の銘柄にチェックし、本年
11月末日迄にご返送ください。

⇒ 以上でお手続き完了です。

【裏面】

NISA口座 内 移管	項番	種類	銘柄名 [銘柄コード]	数量若しくは持分割合 又は価額
<input type="checkbox"/>	1	国内株式等	ウエルシアホールディングス [31.1]	1,000株
<input type="checkbox"/>	2	株式累積投資	ウエルシアホールディングス [31.1]	90,000,000株
<input checked="" type="checkbox"/>	3	国内投資信託	のじらっふ・ファンデーション(株) [384.02]	100,000口

* 詳細は、別添「NISA非課税期間満了に伴うお手続きのご案内」をご覧ください。

* お名前欄は、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」に印字されている氏名をご確認の上、ご記入ください。
なお、お名前の記載がない場合、当該書面に印字しています氏名にてお受付いたします。